

				本費、会議費) 、役務費（通信 運搬費）、使用 料及び賃借料、 委託料（上記に 該当するものに 限る。）	
	ウ 在宅歯科 医療連携室 整備事業	—	1 か所当たり 8,116 千円	在宅歯科医療連 携室整備事業に 必要な給料、賃 金、旅費、需用 費（消耗品費 、印刷製本費 、会議費）、 役務費（通信 運搬費）、使 用料及び賃借料 、医療機器購入 費、委託料（上 記に該当するも のに限る。）	定額
(5) 院内感 染地域支援 ネットワー ク相談事業	—	—	1 地域当たり 1,257 千円	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(6) 地域医 療対策事 業	ア 医療連携 体制推進事 業	—	1 か所当たり 5,170 千円	医療連携体制推 進事業に必要な 報酬、共済費、 賃金、報償費、	2分の1

			旅費、需要費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円 (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。) (2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1

(3) 派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額
派遣医師 1 人当たり
1,250 千円 × 派遣月数

(3) 派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師 1 人 1 月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額

(入院診療収益
+ 外来診療収益
- (人件費(医療職) + 材料費 + その他の経費))
/ 医師数(常勤 + 非常勤) × 1
/ 12

(4) 派遣医師の海外研修等経費
派遣医師 1 人当たり
2,064 千円

(4) 派遣医師の海外研修等に必要な謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、図書購入費、研究研

				修費	
(7) 女性医師等就労支援事業	—	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	女性医師等就労支援事業に必要な次に掲げる経費	2分の1
			(1) 相談窓口経費 7,093 千円	事務局（復職研修に係る受付・相談窓口）業務に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
			(3) 病院研修及び就労環境改善経費 1か所当たり 11,938 千円	病院が行う復職研修及び職場環境の整備に必要な給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品	

				費、印刷製本費) 役務費 (通信 運搬費、雑役務 費)、使用料及 び賃借料、備品 購入費、図書購 入費、委託料 (上 記経費に該当 するもの。)	
(8) 産科医 等育成・ 確保支援 事業	ア 産科医等 確保支援事 業	—	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う 産科・産婦人科 医及び助産師に 対して、処遇改 善を目的として 分娩取扱件数に 応じて支給され る手当 (分娩手 当等)	3 分の 1
	イ 産科医等 育成支援事 業	—	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後 、指導医の下、 研修カリキュラ ムに基づき産科 ・産婦人科の研 修を受けている 者に対して、処 遇改善を目的と して支給される 手当 (研修医手 当等)	3 分の 1
(9) 医療提 供体制設備 整備事業	ア (ア) 休日夜 間急患セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	(1) 人口 10 万人以上 の場合 1 か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセ ンターについては 10,500 千円を限度と する。)	休日夜間急患セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3 分の 1

		(2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)		
(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 21,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000 千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の備品購入費	3 分の 1
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,650 千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救	医療機器	次の(1)から(5)により	救命救急センタ	3 分の 1

急センター
一設備整備
事業

	<p>算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。)</p> <p>1 か所当たり 244,650 千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円</p>	<p>一として必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費</p>
ドクターカー	1 か所当たり 56,068 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費
心電図受信装置	1 か所当たり 2,650 千円	心電図受信装置の購入費

	無線装置	1 か所当たり 1,050 千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1 か所当たり 84,000 千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1 か所当たり 8,155 千円		
	急性中毒用医療機器	1 か所当たり 30,583 千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 11,025 千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1 か所当たり 23,934 千円 (2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 27,835 千円 イ 診療所 22,055 千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1

		機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)		
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 31,500千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 25,200千円 ((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,575千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400万人以上の場合 1か所当たり 44,793千円 (2) 都道府県人口規模 400万人未満の場合 1か所当たり 30,523千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3分の1
	ドクターカー	1か所当たり 30,583千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
(ウ) 地域療	医療機器	1か所当たり	地域療育支援施	2分の1

育支援施設 設備整備事 業		3、150千円×病床数 (※ただし10床分を 限度とする)	設として必要な 医療機器等の備 品購入費	
エ 共同利用 施設設備整 備事業	共同利用 高額医療 機器	1か所当たり 210,000千円	共同利用施設又 は地域医療支援 病院として必要 な共同利用高額 医療機器の購入 費	3分の1
オ (ア) 基幹災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 30,583千円	基幹災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(イ) 地域災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1か所当たり 18,350千円	地域災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3分の1
(ウ) NBC 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	NBC災 害・テロ 対策用医 療機器等	1か所当たり 32,228千円	NBC災害及び テロ発生時にお ける災害・救急 医療提供体制整 備に必要な医療 機器等の購入費	2分の1
カ がん診療 施設設備整 備事業	医療機器 等	1か所当たり 31,500千円 (ただし、1品目の価 格が、52,500千円を 超えるもので厚生労 働大臣が認めるもの については、31,500 千円を超えない範囲 で加算することがで きる。)	がん診療施設と して必要ながん の医療機器及び 臨床検査機器等 の備品購入費	3分の1
キ 医学的リ ハビリテー	医療機器	1か所当たり 10,500千円	医学的リハビリ テーション施設	3分の1

シ ョ ン 施 設 設 備 整 備 事 業			として必要な医療機器の備品購入費	
ク 人工腎臓 装置不足地 域設備整備 事業	人工腎臓 装置	1 か所当たり (1) 多人数用 13,440 千円 (2) 単身用 6,825 千円	人工腎臓装置の 購入費	3 分の 1
ケ H L A 検 査センター 設備整備事 業	医療機器	1 か所当たり 21,000 千円	組織適合検査に 必要な備品購入 費（検査機器、 臓器保存器）	2 分の 1
コ 院内感染 対策設備整 備事業	初度設備	病院の医療法上の総許 可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,019 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,325 千円 (3) 100 床以上 200 床未満 2,141 千円 (4) 200 床以上 300 床未満 3,262 千円 (5) 300 床以上 4,383 千円	病院の院内感染 の拡大防止に必 要な自動手指消 毒器の購入費	3 分の 1
サ 環境調整 室設備整備 事業	検査機器	1 か所当たり 37,000 千円	環境調整室に必 要な検査機器（ 化学物質注入装 置、化学物質分 析装置、近赤外 線ヘモグロビン 酸素濃度測定器 ）の備品購入費	3 分の 1
シ 看護師等 養成所初度 設備整備事 業	初度設備	1 か所当たり 13,335 千円 （ただし、助産師養成 所にあつては、21,735 千円とする。）	標本、模型及び 教育用機械器具 等の購入費	2 分の 1

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 14,175 千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあっては、7,087 千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2 分の 1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1 か所当たり 2,650 千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2 分の 1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 11,000 千円	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2 分の 1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1 か所当たり 210,000 千円	内視鏡手術の研究に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2 分の 1
チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1 か所当たり 3,811 千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
ツ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1 台当たり 2,701 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 1
	ワゴン車等	1 台当たり 1,407 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
テ 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1 か所当たり 3,638 千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ (ア) 小児救急医療支援事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 シ 救命救急センター運営事業	3分の2	2分の1
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(9) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	3分の2	2分の1

	備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 ツ 医療機関アクセス支援車整備事業 テ 在宅歯科診療設備整備事業		
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表 4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業 イ 小児初期救急センター運営事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療体制整備事業 (ア) 小児救急医療支援事業 (イ) 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 自動体外式除細動器 (AED) の	A 救急医療等対策 (運営費)

	<p>普及啓発事業</p> <p>テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p> <p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p> <p>ナ 救急患者退院コーディネーター事業</p>	
(2) 周産期医療対策事業等	<p>ア 周産期医療対策事業</p> <p>イ 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>ウ 新生児医療担当医確保支援事業</p> <p>エ NICU等長期入院児支援事業</p> <p>(ア) 地域療育支援施設運営事業</p> <p>(イ) 日中一時支援事業</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	<p>ア 看護職員資質向上推進事業</p> <p>イ 新人看護職員研修事業</p> <p>ウ 病院内保育所運営事業</p> <p>エ 看護職員確保対策特別事業</p> <p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>キ 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	B 看護職員等確保対策（運営費）
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p>ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>	
(5) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 地域医療対策事業	<p>ア 医療連携体制推進事業</p> <p>イ 医師派遣等推進事業</p>	
(7) 女性医師等就労支援事業	—	
(8) 産科医等育成・確保支援事業	<p>ア 産科医等確保支援事業</p> <p>イ 産科医等育成支援事業</p>	
(9) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事</p>	D 地域医療確保等対策（設備費）

業

(イ) 小児初期救急センター設備整備事業

(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型
病院設備整備事業

(エ) 救命救急センター設備整備事業

(オ) 高度救命救急センター設備整備事業

(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

(キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業
ウ

(ア) 小児医療施設設備整備事業

(イ) 周産期医療施設設備整備事業

(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

オ

(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業

(イ) 地域災害医療センター設備整備事業

(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業

カ がん診療施設設備整備事業

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業

ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

ケ H L A 検査センター設備整備事業

コ 院内感染対策設備整備事業

サ 環境調整室設備整備事業

チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

ツ 医療機関アクセス支援車整備事業

テ 在宅歯科診療設備整備事業

シ 看護師等養成所初年度設備整備事業

E 看護職員等確保対

ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	策（設備費）
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点

(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数

師派遣人数（5点）	に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 (1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付基礎額の下限）

7 交付の決定において4の（9）の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付（算定）基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(9) 医療提供体制設備整備事業		
ア（ア）休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア（イ）小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア（ウ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア（エ）救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ア（オ）高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア（カ）小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ア（キ）小児集中治療室設備整備事業	1品につき	100千円
ウ（ア）小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ（イ）周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	1品につき	100千円
ウ（ウ）地域療育支援施設設備整備事業	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ（ア）基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ（イ）地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円

キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
	(ただし、助産師養成所にあつては、1品につき 10千円)	
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
ツ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
テ 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県又は広域連合が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けな

なければならない。（それぞれの事業の30%以内の変更（ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）

イ 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県又は広域連合が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県又は広域連合は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合

には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県又は広域連合は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県又は広域連合から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」又は「広域連合の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「広域連合」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は広域連合の長の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事又は広域連合の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は広域連合の長に報告があつた場合には、当該消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は広域連合に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1)のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2)のウの(ウ)、(オ)から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった

場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び (3) により付した条件に基づき都道府県知事又は広域連合の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

14 都道府県知事又は広域連合の長は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により 6、10、11 及び 14 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- (1) 充実段階Aは、100%
- (2) 充実段階Bは、90%
- (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりである。

種 別	保育児童
A型特例	1人
A 型	4人
B 型	10人
B型特例	18人

表1 上限人数

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

- 注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- (3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円

3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別添4)

◎ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

— 抜粋 —

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。